

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第40号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件) 第4条 略</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 略 ア 略 イ 企業がその所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する地方拠点強化施設の本社機能業務（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条各号に掲げる特定業務施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務又はこれらに類する業務をいう。以下同じ。）の用に直接供される部分の面積が廃止する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積より増加すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(指定の要件) 第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 地方拠点強化施設 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 略 イ 企業がその所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する地方拠点強化施設の本社機能業務（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）<u>第7条各号</u>に掲げる特定業務施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務又はこれらに類する業務をいう。以下同じ。）の用に直接供される部分の面積が廃止する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積より増加すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。